

## 兵庫県管財課広告掲載事業に関する業務仕様書

### 1 業務委託内容及び期間

- ・業務委託内容は、別紙兵庫県管財課広告掲載事業要領に基づき、以下に掲載する広告の募集、広告の貼付・回収・管理、その他広告掲載に関する調整です。
  - ① 本庁舎1号館中央エレベーター内（1～4号機）の壁面【ポスター】
  - ② 本庁舎1号館1階ロビーの柱面【ポスター】
  - ③ 本庁舎1号館1階三井住友銀行向かい側の壁面【ポスター】
  - ④ 本庁舎1・2号館2階渡り廊下の壁面【ポスター】
  - ⑤ 本庁舎2号館13階みどり展望園の壁面【ポスター】
  - ⑥ 1号館東側階段手すり
  - ⑦ 1号館ロビー中央エレベーター前床マット
  - ⑧ 1号館ロビー三井住友銀行前床マット
  - ⑨ 1号館ロビー東側 中2階への階段（蹴上げ部分）
  - ⑩ 1号館、2号館庁舎案内 右上部分
- ・業務委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。
- ・委託料は受注者が発注者（兵庫県）に支払います。

### 2 業務要件等の概要

- (1) 上記1①～⑤のポスター掲示の区画数、規格等は次のとおりとします。  
 (別紙1～2・5 図面及びイメージ写真参照)

広告掲載場所	区画数	規格	備考
①本庁舎1号館中央エレベーター内（1～4号機）の壁面	7区画 (1～7)	B 2 (縦 728 mm 横 515 mm)	エレベーター4号機（区画6・7）については、午前8時から午後1時30分のみ運転しています。
②本庁舎1号館1階ロビーの柱面	11区画 (8～18)	B 1 (縦 1030 mm 横 728 mm)	18については、R8年11月1日～R8年12月31日を除く期間を使用可能期間とします。
③本庁舎1号館1階三井住友銀行向かい側の壁面	5区画 (19～23)	B 1 (縦 1030 mm 横 728 mm)	
④本庁舎1・2号館2階渡り廊下の壁面	12区画 (24～35)	B 1 (縦 1030 mm 横 728 mm)	
⑤2号館13階みどり展望園の壁面	4区画 (36～39)	B 1 (縦 1030 mm 横 728 mm)	
	39区画		

※ □内の数字は、区画番号で、図面にその位置を示しています。

※ エレベーターは、現在、1、2号機は平日の午前6時30分～午後8時まで、3号機は平日の8時～19時まで、4号機は平日の8時～午後1時30分まで運行しています。

※ ポスターパネルは県側で用意します。

(2) 上記1⑥～⑩の広告の規格等は次のとおりとします。

(別紙3～5 図面及びイメージ写真参照)

広告掲載場所	設置場所・数	規格	備考
⑥ 1号館東側階段手すり	2区画 (40) 中2階～2階部分の階段手すり	シール素材。 手すり上部または側部。 (幅19cm以内×手すり2カ所のうち点字標示板の無い部分)	手すり使用者の安全に配慮し、設置すること。 剥がした際に跡が残ったり手すりの剥離等を生じさせたりしないこと。 ※手すりの点字標示板部分は避けて貼ること。
⑦ 1号館ロビー中央エレベーター前床マット	1区画 (41)	表地ナイロン 裏地ゴム (縦150cm 横400cm以内)	1号館中央のエレベーター2号機3号機前で指定した場所に通行者の安全に配慮し、設置すること。 防災性能を有する生地とし、防災ラベルをつけること。
⑧ 1号館ロビー三井住友銀行前床マット	1区画 (42)	表地ナイロン 裏地ゴム (縦200cm 横500cm以内)	1号館東側の三井住友銀行前の床で指定した場所に通行者の安全に配慮し、設置すること。 防災性能を有する生地とし、防災ラベルをつけること。
⑨ 1号館ロビー東側中2階への階段(蹴上げ部分)	13段 (43)	シール素材 (16cm × 110cm以内)	剥がした際に跡が残ったり塗装等の剥離等を生じさせたりしないこと。
⑩ 1号館、2号館庁舎案内 右上部分	65区画 (44)	シール素材 (4cm × 20cm以内)	剥がした際に跡が残ったり塗装等の剥離等を生じさせたりしないこと。 案内板を隠さないように貼り付けすること。
	82区画		

(3) 同じポスターや広告を複数区画へ掲載することも可とします。

(4) 本庁舎の来庁者(受付案内者)数は、令和6年度は約14,100人、令和7年度は約11,800人(1月末まで)です。

来庁者は、書類申請や各種相談に訪れる一般県民、業者、市町職員などです。

本庁舎全体で約2,000人(正規職員数)が勤務しています。ただし、新しい働き方(在宅勤務、サテライトオフィスなど)の推進、庁舎移転等に伴い、契約期間中に庁舎へ出勤する職員数が減少する可能性があります。

- (5) 広告の募集、掲載にあたっては、別紙「管財課広告掲載事業要領」に基づいて行ってください。
- (6) 本庁舎1号館1階ロビーにおいては、県政PRのためのブース等を設置する場合がありますのであらかじめご了承ください。  
(例：宝くじ普及宣伝キャンペーン、神戸ルミナリエ募金グッズ販売)
- (7) 平成26年度より第1号館エレベーター外扉広告掲載事業を実施しておりますが、**令和8年度**も継続して実施しますので、あらかじめご了承ください。
- (8) 電力供給ひっ迫時において電力会社から節電要請を受けた場合、また兵庫県においてワーク・ライフ・バランスの取組の一環として、職員の勤務時間を変更する場合等において、エレベーターの運転時間を変更することがあります。また本庁舎再整備など、公用・公共用に供するため必要とするときは、当初予定していた区画が使用できなくなることがあります。**その場合でも、業務委託金額の変更は行いません。**
- (9) 広告料納付期限は、別途発行する納付書の期日までとします。
- (10) 広告主が兵庫県の入札参加資格を有しない場合には、**令和8年1月1日**以降に発行された兵庫県納税証明書(3)の提出を要するので、広告掲示日までに広告主に依頼の上提出してください。  
(提出については年度内に1通提出すれば可。また兵庫県管財課エレベーター広告掲載事業と併せて1通で可とします。)